

当市へのふるさと納税による寄附者の獲得やふるさと納税制度を活用した地域活性化を図るため、市外在住の寄附者に対して贈呈している「お礼の品」とその取扱い事業者について、この要項に基づき募集する。

1. 事業者の応募要件について

以下の全ての条件を満たすとともに、高山市ふるさと納税「お礼の品」事業者登録申込書（様式1）を提出し、市から承認を得られた事業者が「お礼の品」を応募できる。

- （1）市内に事業所（店舗、工場など）がある法人又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- （2）各種法令等を遵守し、事業を行っていること。
- （3）「お礼の品」が食品である場合は、食品衛生法に基づく必要な営業許可の取得又は営業届出を行っていること。また、総務省の定める地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行い、市の調査・確認に応じること。
- （4）市税等の滞納がないこと。※納税猶予を受けている場合はこの限りでない。
- （5）暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- （6）インターネットに接続する端末及び帳票を出力するプリンター等の機器を有し、市が提供するふるさと納税管理システム（LedgHomeクラウド）操作マニュアル等に従って、同システムを利用した配送管理や代金請求などの事務処理が行えること。
- （7）市と事業者の間において、迅速な連絡体制が確保できること。（電話に加えて、電子メールによるやり取りが可能なこと。）
- （8）原則として、市が提携する次のふるさと納税ポータルサイト全てへの掲載が可能であり、今後、市がポータルサイトを追加する場合も同様であること。ただし、数量に限りがあるなど合理的な理由がある場合は、この限りでない。

ふるさとチョイス、楽天、ふるなび、ANA、JAL

なお、次のふるさと納税ポータルサイトへの掲載は事業者の任意となるため、掲載を希望する際は委託事業者へ申し出ること。

Amazon、さとふる

- （9）原則として、お礼の品の発送にあたり、次の運送事業者のいずれかを利用すること。

ヤマト運輸、佐川急便、日本郵政、アートセティングデリバリー

- （10）前年度にふるさと納税関連の費用として当市から合計100万円以上の支払いを受けた事業者については、総務省通知（令和7年6月24日総税市第74号）に基づき、事業者名、事業者所在地、支払額及び支払目的を記載した一覧表を当市が公表することに同意すること。ただし、支払先が個人である場合には、事業者名（氏名）及び事業者所在地（住所）は公表しない。

【注記】 （様式1）及び2.に示す（様式2）（様式3）等は、同時に提出することを妨げない。

2. 「お礼の品」の応募要件について

以下に掲げる内容を満たすとともに、「事業者登録シート（様式2）」「お礼の品登録シート（様式3）」を提出し、市から承認を得られた場合、高山市ふるさと納税「お礼の品」として、市が提携するふるさと納税ポータルサイトやカタログ等に掲載する。

- （1）当市の魅力が伝わる特産品やサービスの提供等であり、総務省の定める地場産品基準のタイプのいずれかに適合すること。なお、地場産品基準は適宜改正されることに留意すること。

【地場産品基準の種類の例】

- 1号：当市内において生産されたもの
 - 2号：当市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
 - 3号：当市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことで過半の付加価値が生じているもの。なお、付加価値は以下数式により算定すること
$$\frac{(\text{市への提供価格} - \text{市外での工程や市外産原材料の調達に要した費用})}{\text{市への提供価格}}$$
加えて上記付加価値について、市への提供価格、市外での工程や市外産原材料の調達に要した費用、一般販売価格を総務省の定める様式に記載し提出することにより、市に対し証明すること
 - 4号：返礼品等を提供する当市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）
 - 5号：当市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズなどで、形状、名称その他の特徴から当市独自の返礼品等であることが明白なもの
 - 6号：1～5号に該当する返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であるもの
 - 7号：当市内において提供されるサービスであって、当該サービスの主要な部分が当市と相当程度関連性のあるもの
- (2) 各種法令等を遵守しているものであること。
- (3) 商品券やギフト券など金銭類似性の高いもの、電化製品や貴金属など資産性が高いものでないこと。
- (4) 市への提供価格（税込み）として、お礼の品1件あたり1千円以上であり、当該提供価格が一般に販売する際の価格よりも高額でないこと。（市が合理的と認める理由がある場合を除く。）
- (5) 原則として、市やふるさと納税ポータルサイト運営事業者からの発注後、速やかに発送できるものであること。（最長でも寄附申込みからお礼の品の発送まで半年程度までとし、速やかに発送できないものは、あらかじめ発送可能時期について、ふるさと納税ポータルサイトやカタログ等における商品紹介において明示すること。）
- (6) 食品は、到着後3日以上消費期限又は賞味期限が確保されていること。
- (7) 品質及び数量について、申込書に記載の内容が確実に提供できることが見込めるものであること。万一、寄附者による申込後、該当の「お礼の品」が提供できないといった事態が生じた場合、市との協議に基づき、寄附者に対し、真摯にお詫びするとともに、同等以上の代替品の提供により理解を求めるなど、誠意をもって対応すること。
- (8) 商品が自ら生産（役務提供）するもの以外の場合は、当市のふるさと納税のお礼の品とすることについて生産者（役務提供者）の同意を得ていること。
- (9) 寄附者から、お礼の品の提供価格（税込み）の開示を求められた際、事業者の確認を経ず市の判断で開示することに同意できること。（お礼の品は寄附者の一時所得として扱われるため、一部の寄附者から確定申告前にお礼の品の提供価値の開示を求められるため。）
- 【注記】 上記に掲げる要件等に適合するものとして応募があった場合であっても、市が「お礼の品」として適当でないなどと判断した場合は、採用しないことがある。また、「お礼の品」として採用した商品や取扱い事業者に対するクレーム等の問題が生じ、市との協議等を経ても改善が図られない場合などは、採用を取り消すことがある。

3. 「お礼の品」に関する留意事項

「お礼の品」の造成、「お礼の品登録シート（様式3）」等の作成にあたっては、以下に掲げる事項に留意すること。

- (1) 「お礼の品」に対しては、市への提供価格（税込み）を27%で割って得られた額を超える千円

単位の寄附額を設定する。ただし、送料の発生しない電子クーポン型返礼品は、30%で割って得られた額を超える千円単位の寄附額を設定する。（※万円単位等の上丸めも可とする。）

●寄附金額の算出例：

提供価格（税込）		寄附金額 （割合：27%）	寄附金額 （割合：30%）
1,350円	⇒	5,000円	5,000円
1,500円	⇒	6,000円	5,000円
3,000円	⇒	12,000円	10,000円
5,400円	⇒	20,000円	18,000円
25,000円	⇒	93,000円	84,000円

（※9万円や10万円でも可）

（2）魅力の伝わる商品紹介（文章表現、写真）などに十分配慮すること。

商品名については、ポータルサイトにおける「ワード検索」を意識し、分かりやすく、魅力の伝わる文字列とすること。総務省の定める「ふるさと納税の指定制度の運用に関するQ&A」で示される次の内容に抵触しないよう留意すること。

「お得」、「コスパ最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」、これらに類似する表現は、適正な募集方法で行ってはならない基準として定める「適切な選択を阻害するような表現」にあたる。

使用する写真や文章は、著作権や肖像権、その他の権利に抵触しないこと。

（3）型違い、色違いなど寄附者に選択を許す商品の造成にあたっては、備考欄へのコメントの記入など確実に寄附者の意志が伝わるよう案内するとともに、寄附者と取扱い事業者間で、直接確認を求めるなど、誤発送の防止に最大限配慮すること。※さとふるは備考欄入力不可。

（4）応募できる商品数は、1事業者あたり原則最大50点までとする。ただし、事業者自身で定期的にお礼の品数の最適化や見直しを行うこと、市から品数削減の要請があった場合は速やかに応じることを条件に、50点以上の掲載を可能とする。

また、複数の事業者の商品を取りまとめて提供する事業者（百貨店等）及び応募要件に合致する事業者同士がコラボレーションして提供する商品については、別途、市との協議による。

（5）毎月1回、3か月連続して送るなど、1件の寄附に対し、発送するタイミングを複数回に分けた「お礼の品（定期便）」の造成を認める。ただし、総務省の定めるふるさと納税の募集経費等の上限があることなどから、次の条件等によること。

①送料（税込み）は、合計で寄附額の概ね15%程度を上限とする。

具体例：寄附額3万円 → 送料計4千5百円程度まで

寄附額2万円 → 送料計3千円程度まで

寄附額1万円 → 送料計1千5百円程度まで

②上記の送料の算定にあたっては、市が別に提供する運送事業者毎の「高山市ふるさと納税用運賃単価」を用い、関東への発送（標準・冷凍・冷蔵の別）により積算すること。

③定期便の造成にあたっては、発送回毎に、内容や市への提供価格（税込み）を定めただうえで、市への提供価格（税込み）の合計に基づき、対応する寄附額を設定すること。

なお、全ての発送回について、同一の内容とすることを妨げない。

④関連して、1件の寄附に対し、例えば冷凍と冷蔵の2個口で発送が必要となる食品関係の「お礼の品」の造成については、経済性に鑑み、認める必要性が乏しいと考えるため、原則として運送種別を合わせる。定期便の回毎の発送については、この限りではない。

4. 「お礼の品」の発送について

「お礼の品」の発送に際しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が、提携した運送事業者から交付を受け、取扱い事業者に提供する「高山市ふるさと納税専用の事業者コード」を必ず用いて発送すること。この専用コードの使用により、送料は、市と運送事業者との間で直接清算が行えることとなる。(切手やレターパック等を使用するものを除く。これらは別途、市と取扱い事業者間で、切手など現物のやり取りにより清算する。)

※専用コードを誤って使用しないことにより、運送単価が高くなった場合であっても、市では既定の送料までしか支払えないため、特に留意すること。また、自社のインターネットショップなどの送付物については、ふるさと納税専用コードを用いた発送は絶対にしないこと。市ではふるさと納税「お礼の品」以外の物品の送料の支払いは行わず、仮に支払いを行ったことが分かった場合は、当該費用の返還を求める。

- (2) 運送事業者の提供する送状作成システム（ヤマトＢⅡクラウド等）の使用は任意とし、送り状を手書きなどにより作成することを妨げない。

いずれの場合もＬｅｄｇＨｏｍｅクラウドへの発送番号等の取込み（入力）を送状の作成後、速やかに行うこと。発送番号等の取込み（入力）により、市でもお礼の品の配送状況が確認できるとともに、ステータスが自動で配送完了となり、請求書の出力ができるようになる。

ただし、切手を貼ってポストに投函する封筒やレターパックについては、この限りでない。

- (3) 複数口の大型家具の配送など、受取人に著しく不便をかけることが予想されるお礼の品については、アートセティングデリバリーの使用を可とする。送料は、3.(5)に記載したとおり、寄附額の15%程を上限とする。支払いは、月締めで、請求明細とともに任意の請求書にて月初めに市に提出すること。※アートセティングデリバリーは、市と提携する運送業者ではないため、一旦自社負担されることに留意し、請求漏れとならないように管理すること。

- (4) 寄附者から、寄附者以外の宛先（例えば、寄附者である子どもが、別に暮らす親へ「お礼の品」を贈るなど）、別に指定する住所などへの送付依頼があった場合は、これに応ずること。寄附者以外の宛先へ送る場合、誰からの寄附であるかが分かるよう、送り状等に寄附者を明記すること。

記載例：「寄附者 高山太郎」

- (5) 寄附者による受取りの利便性に配慮するとともに、送料の負担軽減を図るため、同時期に同じ宛先に対して「お礼の品」を発送する場合は、寄附者にそのことが分かるように配慮したうえで、合理的な方法により同梱することを原則とする。

- (6) 「お礼の品」を同梱して送る際に、運送事業者の提供する送り状作成システムを利用して送り状を作成した場合、送り状は「お礼の品」の数量だけ作成されるが、発送に使用する枚数のみを採用し、残りは破棄すること。

採用する送り状の内容欄には、破棄する分の送り状の内容を手書きで転記するなど、お礼の品を受取る寄附者の理解に配慮すること。

記載例：「飛騨牛 400g ×3口+ハンバーグセット」下線部は手書き（破棄分）

- (7) 「お礼の品」を同梱した際、ＬｅｄｇＨｏｍｅクラウドに発送番号を取り込んだ後、破棄した分の発送番号も取り込まれるため、破棄した分の発送番号については、採用した発送番号に手作業で修正すること。破棄した分の発送番号が入ったまま放置した場合、自動では「配送完了」のステータスにならず、請求書が出力できないため留意すること。

- (8) お礼の品を寄附者が確実に受け取れるように、発送前の在宅確認や、発送連絡による注意喚起等、事業者各自で合理的な対応をとること。なお、お礼の品の事業者への戻し料、および寄附者への再配送料等については、市は負担しないこととする。

5. 支払いについて

市と事業者間の「お礼の品」調達に関する契約、「お礼の品」の代金等の清算については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市は、LedgHomeクラウドにより集約した寄附金に対応する「お礼の品」の発注を取扱い事業者に行い、発送の完了した「お礼の品」の代金の請求について、LedgHomeクラウドの提供する環境で行われたことを確認し、随時、請求書払いを行う。
- (2) 「お礼の品」の代金は、別に運送事業者から市へまとめて請求のある送料が月締めであることに鑑み、発送日に基づく月単位にまとめて、毎月末、市へ請求することを原則とする。ただし、事業者所定の締め日がある場合などは、この限りでない。
- (3) 請求書は書面又はメールによるPDFデータで提出すること。なお、社印等の押印は事業者の任意とする。
- (4) 定期便にかかる「お礼の品」の請求及び代金の支払いは、発送回（月）毎に、上記（2）において定期便以外の「お礼の品」と合わせて行う。
- (5) 年度末である3月31日までに発送した「お礼の品」の代金については、前年度の事業費で支払いを完了する必要があるため、遅くとも4月10日までに市へ請求書を提出すること。

6. 個人情報の取扱いについて

ふるさと納税に関する業務を遂行するため、個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守すること。

- (1) 「お礼の品」発送時におけるパンフレット等の同封は積極的に行って構わないが、その後、ダイレクトメールを発送するなど、当該個人情報を2次利用してはならない。(情報を目的外利用する場合は本人の了解が必要であり、そのような了解は得られていないため。)
- (2) 寄附者へ電子メールを一斉送信する場合は、宛先をBCCに入れ送信することとし、寄附者のメールアドレス等が第三者に伝わらないようにすること。

7. 損害賠償等

「お礼の品」の取扱い事業者が、市に虚偽の申請又は遵守すべき法令等に違反をした場合には、市は、当該事業者を「お礼の品」取扱い事業者から除外するとともに、虚偽の申請等により市に生じた損害の賠償を当該事業者に請求することができるものとする。

8. 業務の流れ

別紙のとおり

9. 応募方法

次の申込書に必要事項を記載（入力）し、必要書類を添えて10.の問合せ先まで提出すること。

No	提出物	内容	提出方法
1	事業者登録申込書（様式1）	1事業者につき1枚	電子媒体 ※紙媒体でも可
2	事業者登録シート（様式2） （※JTB 電子契約申込確認書含む）	1事業者につき1ファイル（excel形式）	電子媒体
3	お礼の品登録シート（様式3） （※地場産品基準確認シート含む）	1事業者につき1ファイル（excel形式）	
4	「お礼の品」の写真データ 横1000×縦1000ピクセル程度	（jpeg形式） ※メイン画像ファイル名を様式3にて指定	

提出期限等はなく、年間を通じて随時提出できる。取扱い事業者を辞退する場合、個々の「お礼の品」の掲載内容等を変更、取扱いを終了する場合は、別途、市へ文書等（任意様式）により知らせること。

市では、申込み（変更、終了の申出）があった場合、審査等のうえ順次ふるさと納税ポータルサイト等への掲載（変更、削除）を行う。受付順に順次、掲載（更新）を行うが、申込みが集中し、掲載等までに時間を要することもあるため、あらかじめ了解のこと。

10. 市の委託事業者について

- （１）市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、以下の事業者へ委託しています。
- （２）返礼品提供事業者は、高山市への事業者登録時に、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

【委託事業者】

株式会社ＪＴＢ 岐阜支店

岐阜県岐阜市吉野町６－１６ 大同生命廣瀬ビル２Ｆ

11. 問合せ先

【内容】・返礼品開発、登録、変更、掲載について

- ・返礼品受発注関連について
- ・配送、寄附者トラブルについて

ＪＴＢ高山市ふるさと納税事務局（高山オフィス）

〒509-4245 高山市天満町 5-13 杉ビル 3F

メール：furusato-takayama@jtb.com

電 話：0577-37-5510（平日：9：30～17：30 土・日・祝休み）

【内容】・請求書関連について

- ・その他ふるさと納税全般について

高山市役所 飛騨高山プロモーション戦略部 ブランド戦略課

〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 1 8 番地 本庁 2 階

電 話：0577-35-3001（直通）

F A X：0577-35-3167

メール：furusato@city.takayama.lg.jp

●高山市ふるさと納税 各サイトごと業務フロー

